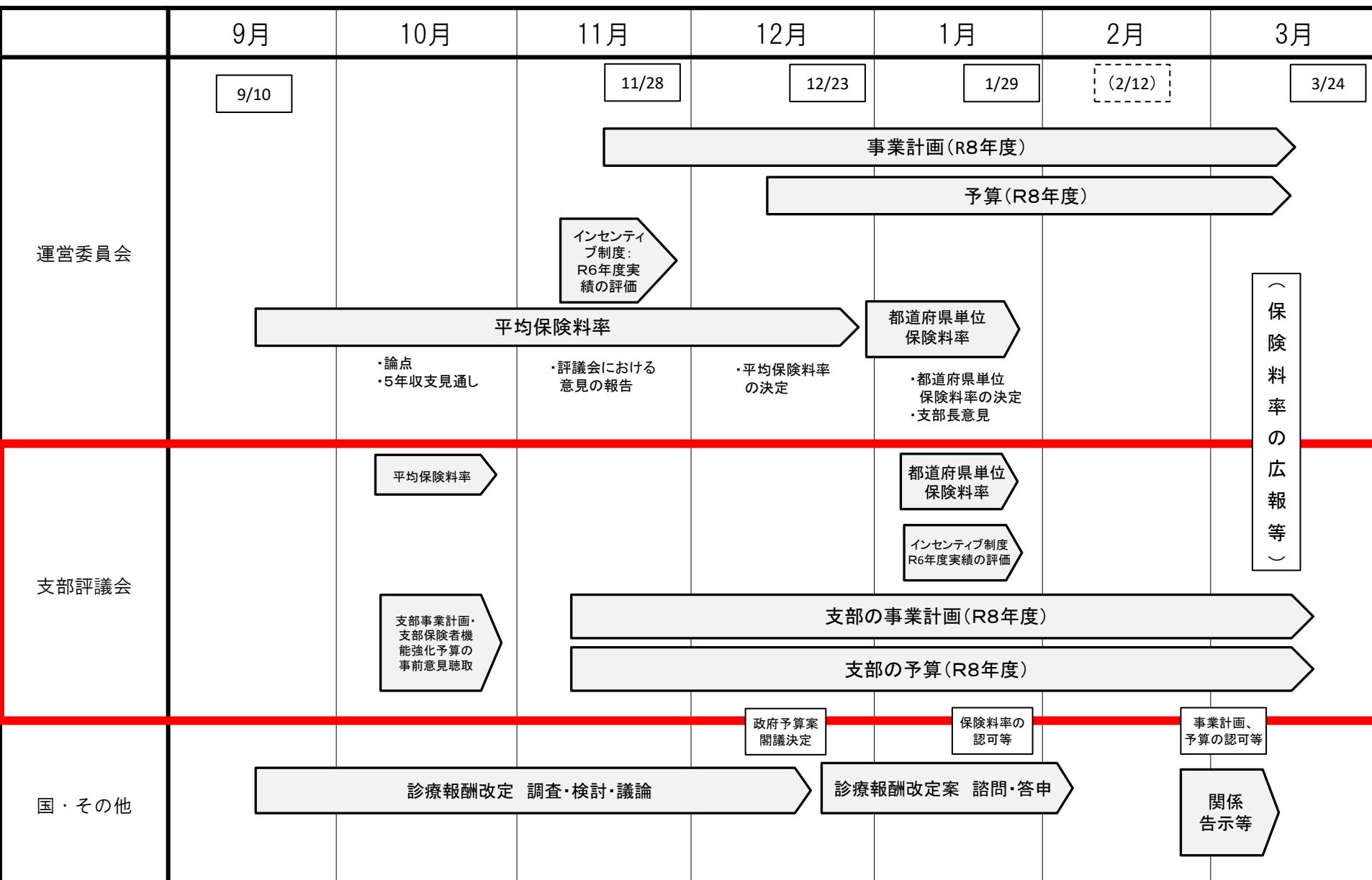


令和7年度 第3回
全国健康保険協会岐阜支部評議会

令和8年度保険料率について
(都道府県単位の保険料率)



保険料率決定までの流れ (運営委員会・評議会スケジュール)



令和8年度平均保険料率

- 運営委員会における議論等を踏まえた協会としての対応は、次のとおりです。

- ①平均保険料率 : 10.0% → 9.9%
- ②保険料率の変更時期 : 令和8年4月納付分から

- 令和8年度の平均保険料率については、本年9月10日開催の第137回運営委員会において、計31パターンの「5年収支見通し」や「今後の保険料率に関するシミュレーション」を示し、議論を開始しました。
- 本年10月に開催した支部評議会において令和8年度平均保険料率について議論いただき、全支部より評議会意見の提出がありました。意見としては、「平均保険料率10%維持」が27支部、「引き下げるべき」が1支部、「平均保険料率10%維持と引き下げの両論」が19支部でした。
- 本年11月28日開催の第138回運営委員会では、「今後の保険料率や準備金の在り方についての検討の視点」として、中長期的に安定した財政運営が可能と見込まれる水準等の検討の視点について、丁寧に説明しました。
- 本年12月23日開催の第139回運営委員会では、事務局からこれまでの議論における意見や厚生労働省から保険料率について検討するよう要請があったこと等について説明のうえ、委員長から各運営委員にあらためて意見を確認しました。一通り意見が出揃ったところで、北川理事長より令和8年度平均保険料率に関する考えを述べました。
- ここまで議論を踏まえ、委員長から「本委員会のこれまでの議論や、理事長からお話をあった協会けんぽをめぐる様々な状況等を踏まえ、運営委員会としては、令和8年度の平均保険料率は9.9%ということで取りまとめたいと思いますがよろしいでしょうか」と発言があり、運営委員の皆様から特段の異論がなかったことから、運営委員会としての意見がとりまとめられました。

厚生労働省の要請

- ・ 協会けんぽにおいては、安定した国庫補助率の下で、この10年以上、保険料率が10%（労使計）で維持されるとともに、予防・健康づくりへの積極的な取組や安定的な経営を実現するための関係者の努力により、財政運営も健全化し、十分な積立金も確保されていることに敬意を表します。
- ・ もとより、協会けんぽの料率は、医療費の状況や賃金の伸びなど、様々な要素を勘案した上で、運営委員会で真摯に御議論いただき、自主的・自律的に決定されるものと認識しています。その上で、これまで努力の成果を加入者の皆様に還元する等の観点から、以下の点について御検討をお願いします。
- ・ 現在、全国平均10%となっている医療保険料率について、医療費の動向等により、料率の頻繁な変更が必要となるなど将来の財政運営に支障を生じない範囲で、「総合健保」の保険料率が平均で約9.9%であることも踏まえて、具体的な保険料率を検討していただきたい。

運営委員会における北川理事長発言要旨（1/2）

- 令和8年度平均保険料率に関する真摯なご議論に感謝申し上げます。
- 本運営委員会や各支部評議会においても、平均保険料率につきましては、様々なご意見を頂戴しました。
- 特に、引き下げるべきとのご議論の中では、
 - 「中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況であり、保険料率の引き下げも検討すべきではないか」
 - 「わずかでも保険料率の引き下げの実現があれば、医療保険制度に対する納得感や信頼が高まるのではないか」
 - 「現役世代の可処分所得を少しでも増やすことが重要であり、保険料率の引き下げは一つの方法と考えるべきではないか」
- といったご意見を頂戴しました。
- 一方で、維持やむを得ないとお立場からは、
 - 「物価の高騰や人件費の増加等により、今後とも医療費が伸びていく可能性を踏まえると、10%維持はやむを得ないのではないか」
 - 「社会経済状況の先行きが不透明のなか、中長期的に安定した財政運営を行うためには、保険料率の引下げは慎重に考えるべきではないか」
 - 「平均保険料率10%を維持するという考え方の上で、中長期的な財政運営が可能となるよう、保険料率や準備金の在り方の判断基準を検討していくべきではないか」
- といったご意見を頂戴しました。
- 協会としては、中長期的に安定した財政運営を目指し、できる限り長く平均保険料率10%を超えないようにする、との基本的な考え方をお伝えしてまいりましたが、それは保険者として国民皆保険制度の根幹たる医療保険制度の持続可能性を最大限堅持すべきとの立場からのものであります。

運営委員会における北川理事長発言要（2/2）

- ・ 他方、現在、医療保険を含む我が国社会保障制度の持続可能性の拡充の立場から、全世代型社会保障制度の実現に向けた改革が進められており、特に本年末に向け、厚生労働省の各審議会においても、高齢化や医療費の増大を見据え、現役世代への負担の軽減をはじめとした、世代間・世代内での負担能力に応じた新たなあり方に向けた議論が重ねられているところです。
- ・ これらは、大きく変化する国際情勢における政治経済環境・安全保障環境も含め、わが国における物価高や少子高齢化による人手不足、産業構造の変化、金利ある経済への復帰等、日本経済が新たなステージに移りつつある現状認識が改めて問われているものと考えております。
- ・ そうした中で、政府方針としても、
 - 先日、閣議決定された「令和8年度予算編成の基本方針」（令和7年12月9日閣議決定）では、「現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要であり、全世代型社会保障の構築を通じ、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る」とされています。
 - 加えて、先ほどご紹介しましたが、今般、厚生労働省からも、保険料率について検討していただきたい旨の要請があったところです。
- ・ 協会としての基本的な考え方にはさかも変わりはございませんが、令和8年度の平均保険料率につきましては、皆様からのご意見やこうした状況を総合的に判断し、0.1%の引き下げを行い、9.9%にすることとしたいと思います。
- ・ これまでの毎年の検討においても、行ってまいりましたが、今後とも、毎年10年程度の見通しを踏まえた財政状況を確認しつつ、引き続き、保険料率や準備金の在り方についての議論を深めていきたいと考えています。
- ・ また、今年度、協会としても、長期運用への取り組みを開始したことと合わせ、準備金のあり方についての検討・議論を始めたところです。今後、こうした取り組みをさらに深化させるとともに、ご意見を頂戴している、保険料率の引き上げについてのメルクマール等の議論についても、るべき姿として議論を継続してまいりたいと考えております。

令和8年度平均保険料率（まとめ）

- 政府予算案を踏まえた2026（令和8）年度の収支見込は、平均保険料率を9.9%（10.0%→9.9%）とする前提のもとで、収入（総額）が12.4兆円、支出（総額）が11.9兆円と見込まれ、単年度収支差は5,137億円の見込みです。

（1）収入の状況

収入（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から516億円の増加となる見込みです。

- 「保険料収入」について、主に標準報酬月額の増加により1,064億円増加する見込みです。平均保険料率を引き下げた影響（10.0%→9.9%）は▲1,130億円です。
- 「国庫補助等」について、国庫特例減額が時限的に500億円増となる等の影響により584億円減少する見込みです。

（2）支出の状況

支出（総額）は、2025（令和7）年度（直近見込）から1,951億円の増加となる見込みです。

- 「保険給付費」について、加入者1人当たり医療給付費が増加すること等により1,775億円増加する見込みです。
- 「高齢者医療への拠出金等」について、後期高齢者支援金の概算額が増加するものの、前期高齢者納付金が減少することにより163億円減少します。

（3）収支差と準備金残高

2026年度の「収支差」は、2025年度（直近見込）より、1,435億円減少して5,137億円になる見込みです。

2026年度末時点の準備金残高は7兆371億円の見込みです。

協会けんぽの収支見込（医療分）

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度		2026 (R8) 年度		備考
収入	決算 (a)	直近見込 (2025年12月)	2025-2024 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (2025年12月) (c)	2026-2025 (c-b)		
保険料収入	106,490	110,631	4,142	111,696	1,064	2012-2025年度保険料率： 10.00%	
国庫補助等	11,690	12,383	693	11,798	▲ 584	2026年度保険料率： 9.90%	
その他	346	449	103	485	36		
計	118,525	123,463	4,938	123,979	516		
支出	保険給付費	72,552	75,138	2,586	76,913	1,775	
	前期高齢者納付金	12,863	12,938	75	12,048	▲ 890	
	後期高齢者支援金	23,332	24,891	1,559	25,618	727	
	病床転換支援金	0	0	0	0	0	
	その他	3,193	3,924	731	4,263	339	
	計	111,939	116,891	4,951	118,841	1,951	
単年度収支差		6,586	6,572	▲ 13	5,137	▲ 1,435	
準備金残高		58,662	65,234	6,572	70,371	5,137	
※(内数)		8,856	9,074	218	9,353	279	

※ 法令で確保することが義務付けられた準備金（医療給付費等の1か月分相当）

注) 上記収支見込は国の特別会計を含む合算ベースである。端数整理のため計数が整合しない場合がある。

令和8年度岐阜支部保険料率（見込み）

保険料率	令和7年度 令和8年2月分（3月納付分）まで	令和8年度 令和8年3月分（4月納付分）から
健康保険料率 (岐阜支部)	9.93%	9.80% (▲0.13%)
介護保険料率 (全国一律)	1.59%	1.62% (0.03%)
子ども・子育て支援分 (全国一律)		0.23% (新設)
合計	11.52%	11.65%

令和8年3月分（4月納付分）からの被保険者の健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金（月額）

標準報酬月額300,000円の場合

	健康保険料額	介護保険料額	子ども・子育て支援金	合計
令和8年度	29,400円	4,860円	690円	34,950円
令和7年度	29,790円	4,770円		34,560円
前年度との差	▲390円	90円	690円	390円

※実際には事業主と被保険者が折半となるため、被保険者の負担額は半額となります。

介護保険料は40歳以上65歳未満にかかります。

岐阜支部健康保険料率の内訳について

	医療給付費についての調整前の所要保険料率(a)	調整(b)		医療給付費の所要保険料率(調整後)(a+b)	共通料率(全支部一律)(c)	所要保険料率(a+b+c)	前々年度精算分	保険料率(精算後)(インセンティブ反映前)	インセンティブ分	保険料率(精算後)(インセンティブ反映後)(d)	
		年齢調整	所得調整								
岐阜	R 8	5.40	▲0.01	▲0.12	5.27	4.55	9.82	0.03	9.85	▲0.05	9.80
	R 7	5.39	0.00	▲0.10	5.28	4.65	9.94	0.07	10.01	▲0.079	9.93
全国	R 8	5.35	—	—	5.35	4.55	9.90	—	9.90	—	9.90
	R 7	5.35	—	—	5.35	4.65	10.00	—	10.00	—	10.00

- 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.52%)、前期高齢者納付金等(3.25%)、保健事業費等(0.83%)、その他収入(▲0.04%)に係る合計の保険料率(4.55%)を加算したものである。
- 保険料率(d)は、所要保険料率には含まれていない、令和6年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分にかかる料率及びインセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- インセンティブ制度の加算額は、令和6年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和8年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も含めてちょうど)0.01%になるとは限らない。

【共通料率について】

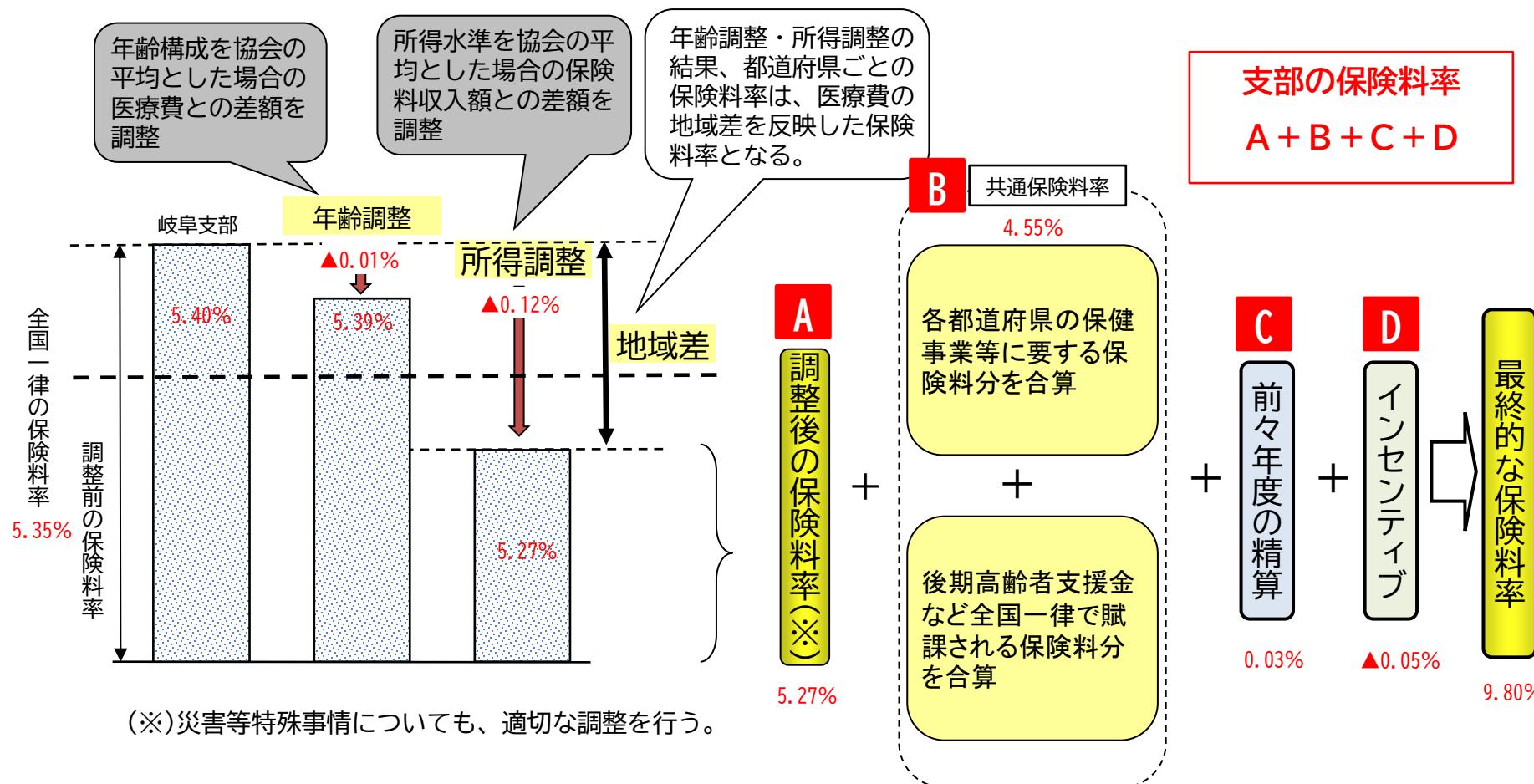
共通料率 [A + B + C]	R8	R7
A : 第2号保険料率(後期高齢者支援金等の拠出金)	4.55%	4.65%
B : 第3号保険料率(協会の業務経費、準備金積立等)	3.76%	3.89%
C : 収入等の率	0.83%	0.78%
	▲0.04%	▲0.03%

- A = [現金給付費、拠出金(前期・後期高齢者納付金等)] × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額
- B = 業務経費、一般管理費等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額
- C = 貸付金返済収入、雑収入等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

(参考) 都道府県単位保険料率の設定イメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

都道府県単位保険料率：年齢構成が全国平均より高く、所得水準の低い岐阜支部の場合



令和8年度介護保険料率（見込み）について

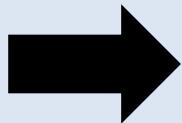
介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額の見込額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

2026（令和8）年度は、2025（令和7）度末に見込まれる剩余分（57億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.62%（4月納付分から変更）とする。

令和7年度
1.59%



令和8年度
1.62%

（参考）健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るもの）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

協会けんぽの収支見込（介護分）

(単位：億円)

		2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	備考
		決算	直近見込 (2025年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	保険料収入	10,555	10,919	11,432	2024年度保険料率： 1.60%
	国庫補助等	1	1	1	2025年度保険料率： 1.59%
	その他	-	-	-	2026年度保険料率： 1.62%
計		10,556	10,920	11,433	納付金対前年度比 ⇒ + 360
支出	介護納付金	10,835	11,125	11,485	
	その他	0	0	-	
	計	10,835	11,125	11,485	
単年度収支差		▲ 279	▲ 205	▲ 52	
準備金残高		262	57	5	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

- 令和8年4月から、子ども・子育て支援金制度が始まります（令和8年5月納付分から納付開始）。
- 支援金率については、法律上は納付金総額等を踏まえて保険者が定めることとなっていますが、「国が実務上一律の支援金率を示す」ことを協会けんぽとしても求めてきたところであり、改正法案の附帯決議でも定められたところです。
- この度「実務上一律の支援金率」を踏まえて、0.23%に決定いたしましたので、ご報告いたします。

(単位：億円)

		2026 (R8) 年度	備考
		政府予算案を踏まえた見込 (2025年12月)	
収入	支援金収入	2,396	2026年度支援金率： 0.23%
	国庫補助等	0	
	その他	-	
	計	2,396	
支出	子ども・子育て支援納付金	2,264	
	その他	-	
	計	2,264	
	単年度収支差	132	
準備金残高		132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。